

日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル(BDRT)提言に対する  
日本政府よりのレポート

平成20年3月

注:本レポートの記載内容は、平成19年12月28日時点での状況を踏まえ、作成されている。

## 目次

<b>第1ワーキング・パーティー： 貿易と投資</b> .....	3
1. 共通の制度構築に向けた対話の開始(1-EJ-1).....	3
2. 迅速な事業展開の支援(1-EJ-2).....	4
3. 新たなグローバルスタンダードの推進に向けた協力(1-EJ-3).....	7
4. 国際標準の認識と適用(1-J-1).....	9
5. 規制の透明性と合理性の向上(1-J-2).....	13
6. より効率的な製品認定システムの構築(1-J-3).....	16
7. サービス分野でのより自由で開かれた競争の保証(1-J-4).....	18
8. 再入国許可.....	21
9. 外国直接投資の促進(1-J-6).....	22
<b>第2ワーキング・パーティー： 会計および税制問題</b> .....	24
会計問題.....	24
税制問題.....	25
<b>第3ワーキング・パーティー： 情報通信技術(ICT)</b> .....	29
16. 次世代ネットワークに関する幅広い議論(3-EJ-1).....	29
17. 環境保護に向けた ICT イノベーションの推進(3-EJ-2).....	31
18. ICT 基盤の信頼性・堅牢性を確保するための協力(3-EJ-3).....	33
19. デジタルコンテンツの普及促進に向けた合理的制度整備(3-EJ-4).....	34
20. 若年者保護に関する自主規制 ～責任あるアプローチ(3-EJ-5).....	36
21. 規制と投資の関係について(3-EJ-6).....	38
22. ICT 機器の適合性要件及び評価(3-EJ-7).....	39
23. ICT 機器ベンダに対する市場アクセスについて(3-EJ-8).....	40
<b>第4ワーキング・パーティー： WTO に関する共同宣言</b> .....	42
24. WTO 及び貿易円滑化協定(TFA).....	42
<b>第5ワーキング・パーティー： ライフサイエンス/バイオテクノロジー</b> .....	45
25. 2002 年に策定したバイオテクノロジー戦略(5-EJ-1).....	45
26. 「国の LS&BT 理解推進計画」の策定(5-EJ-2).....	46
27. LS&BT 分野の日 EU のコミュニケーション増進(5-EJ-3).....	47
28. 医薬品やその他の健康産業におけるイノベーション(5-EJ-4).....	48
29. 医療機器のイノベーション(5-EJ-5).....	49
30. バイオマス由来製品およびバイオ燃料に係る国際競争力向上に向けた日 EU 協力(5-EJ-6).....	50
31. GMO(遺伝子組換え作物)に関する現状の規制(5-EJ-7).....	52
<b>第6ワーキング・パーティー： 持続可能な発展</b> .....	53
32. エネルギーの効率的利活用の促進(6-EJ-1).....	53
33. エネルギーの脱化石燃料化の促進.....	54
34. キャップ&トレード型排出権取引制度(6-EJ-3).....	56
35. 環境・省エネ技術の途上国への展開(6-EJ-4).....	57
36. 植林の促進(6-EJ-5).....	58
37. ポスト京都議定書の枠組み(6-EJ-6).....	59

## 第1ワーキング・パーティー： 貿易と投資

### 1. 共通の制度構築に向けた対話の開始(1-EJ-1)

#### BDRT の提言

- 日、EU両政府は、双方の真の経済統合の推進を視野に入れて、市場開放と規制緩和に向けた努力を継続するべきである。こうした前提に立ち、EJBDRTは、両政府が既存の自由貿易協定や経済連携協定の先を行く「経済統合協定(EIA)」の締結に向けて予備的な議論を開始することを提案する。
- 両政府は WTO の下での多国間貿易協定の成立に向けて、最大限の努力を継続すると同時に、通常のFTAやEPAの枠組みを越えた協定に向けての協議の先鞭をつけるべきである。「経済統合協定(EIA)」は、双方が構造改革を推進することを通じて、貿易と投資に関わる関係の深化をもたらすものでなければならず、かつ現在WTOの下での交渉の枠外となっている、自由な競争、公正な投資ルール、政府調達、知的財産権、統一的な環境基準などのテーマも含まれるべきである。

#### 現在までの取り組み

BDRTの提言も踏まえ、WTOドーハ・ラウンドの早期妥結に向けて精力的な取組を進めた。EIAについては、2007年10月、BDRT参加日本企業及び関係業界団体を中心となって、JETROを事務局とする検討のための研究会が民間の作業として開始され、今後検討結果を取り纏める予定と承知している。また、EU側でも12月に各国産業団体及び関係業界団体等による研究会が設置され、今後検討結果を取り纏める予定と承知している。

#### 今後の見通し

我が国としては、WTOドーハ・ラウンドの 2008 年中の妥結に向けて、今後とも交渉に積極的に参画していく。

また、EIAについては、我が国の立場は「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)における政府方針のとおりであり、BDRTを通じた提言に向けた日EU産業界の検討結果を注視して参りたい。

## 2. 迅速な事業展開の支援(1-EJ-2)

### BDRTの提言

- (1) 日本とEU加盟各国は、社会保障協定のネットワーク拡大に向けて、更なる努力を行うべきである。また、暫定措置として、受入国による年金掛け金の免除、あるいは帰国時に年金掛け金の全額払い戻しを実施すべきである。
- (2)
  - 日、EU両政府は、両国間の企業内転勤者の労働及び滞在に関わる許可の取得手続きを簡素化、迅速化するための合意を締結すべきである。その際、赴任国入国後の申請を認めること、及び配偶者に本人と同じ権利を自動的に付与することを含めるべきである。
  - 日本政府は、ビザを保有する外国人に対して追加的に再入国許可申請を義務付ける制度を廃止し、ビザが発給された時点で、自由な出国や再入国が自動的に認められるような制度に改めるべきである。
- (3) 日、EU両政府は、日EU間に国際的に対等で、透明性があり、かつ十分な情報保護が保証された個人情報保護の環境を構築するため、協力して進むべきである。日本政府が2007年の進捗報告書で、日本の制度は国際的にも十分なレベルの保護が確保されると回答していることを受け、欧州委員会は、日本の個人情報保護法とその運用が適正なレベルの保護を確保しているかどうかを評価するスタディを開始することを検討すべきである。

### 現在までの取り組み

- (1) 社会保障協定
  - (a) 我が国はEU諸国との間で社会保障協定締結の努力を鋭意行っており、既に独、英国、ベルギー、仏との間で協定を締結済みである。

また、現在、オランダ、チェコと交渉中であるほか、スペイン、イタリアとの間で社会保障協定締結に向けた当局間協議を鋭意進めているところである。さらに、スウェーデン、アイルランドとの間では、当局間協議の早期開催について関係大臣間で一致している。
  - (b) 暫定措置については、我が国の年金制度においては、短期滞在の外国人が帰国する場合に、外国人本人が負担した年金保険料の額などを考慮した額を「脱退一時金」として支給する仕組みを既に設けている。
- (2) 労働滞在許可
  - (a) 政府は企業内転勤者のための在留資格の決定に係る手続きの簡素化・迅速化のための各種措置を講じている(措置の内容については、これまでのプログレスレポートを参照ありたい。)

なお、本邦で在留資格「企業内転勤」に係る活動(就労活動)を行おうとする者が、

上陸審査の段階で有効な査証を所持するなど上陸のための条件に適合し、入国審査官から在留資格「企業内転勤」が認められることにより、我が国では上陸許可の段階から就労活動を認めている。例えば、在留資格「短期滞在」(非就労資格)で入国(上陸)後に、あらためて我が国で就労が認められるよう別途申請するという場合には、最終的に就労資格を得るまでの手続等を考えると、(それまでは就労することはできないため)あらかじめ入国前に適切な査証を取得して上陸申請に及ぶことが最も迅速な手続と考えられる。

また、企業内転勤者の配偶者の就労活動についても、これまでのプログレスレポートを参照ありたい。

- (b) 再入国許可制度は、我が国に在留する外国人が再び入国する意図をもって一時的に出国する場合に、あらかじめ同許可を受けておけば、本来、入国の度に必要となる査証が不要となるなど、入国・上陸手続を簡略化し、当該外国人の利便を図るためのものでもある。よって、同制度は、円滑な入国・上陸手続の実現に役立つ制度として十分必要性及び合理性がある。

### (3) 個人情報保護

日本においては、「個人情報の保護に関する法律」が2003年5月に成立し、2005年4月に全面施行された。個人情報取扱事業者の義務に関する同法の規定は、日本の実情に照らして、1980年「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」における8原則を具体化したものである。現在までのところ、OECDをはじめ、APEC、EU等様々な場で進められている国際的な取組を踏まえ、個人情報保護の取組を推進してきた。また、2007年6月、国民生活審議会の取りまとめ(意見)において、「個人情報の保護に関する基本方針」(個人情報保護法に定める各規定と相まって各分野における個人情報保護の実効性を一層高めるために政府として作成する統一的な指針)の見直し及び各省庁が策定しているガイドラインの共通化に向けた検討についての指摘を受けた。

## 今後の見通し

### (1) 社会保障協定

社会保障協定の交渉開始に当たっては、相手国の社会保障制度における社会保険料負担の規模、在留邦人及び進出日系企業の状況、経済界からの要望、二国間関係及び我が国と相手国の社会保障制度の相違等を総合的に考慮しながら、優先度の高い国から順次社会保障協定締結交渉開始に向けた情報交換を引き続き進めていく所存である。

### (2) 労働滞在許可

- (a) 外国人労働者の受入れの円滑化、手続の迅速化については、我が国の出入国管理制度を踏まえて、今後も適宜見直しを行う。
- (b) 「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)における再入国許可制度の見直しについては、新たな在留管理制度の構築を前提として、諸外国における高度人材向けの処遇の在り方や在留資格毎の特性なども踏まえつ

つ措置していくこととしている。

### (3) 個人情報の保護

今後、「個人情報の保護に関する基本方針」の見直し及び各省庁が策定しているガイドラインの共通化に向けた検討を進めることとしている。このような取組が行なわれ、法の実効性が担保されることにより、国際的にも十分なレベルの保護が引き続き確保されるものと考えている。また、2007年「プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関する OECD 勧告」に基づき、国際的な協調を図っていくこととし、引き続き、国際的に見て、十分なレベルの保護を確保していくための個人情報保護の取組を推進していく。

### 3. 新たなグローバルスタンダードの推進に向けた協力(1-EJ-3)

#### BDRTの提言

- (1) 両政府は、現在先進国間で行われている特許制度の国際調和に向けた協議(Alexandria process)の早期の合意成立に向けて、リーダーシップを発揮すべきである。
- (2) 我々は、模造品、海賊版の防止の重要性を認識している。日、EU両政府は、そうした模造品、海賊版に対抗し、知的財産権の執行強化を目的とする新たな国際的な法的枠組みを創設するために最大限努力し、緊密に協力すべきである。
- (3) 日、EU両政府は、省エネに関する規制とラベル表示に関する制度の調和を図るべきである。

#### 現在までの取り組み

- (1) 特許制度の国際調和
  - (a) 日 EU 間の政府間会合(日EU産業政策ダイアログ、日 EU 知財対話、日 EU 規制改革対話等)において欧州に対して積極的な働きかけを行った。
  - (b) G8サミット、日欧サミットの成果文書において、特許制度調和の重要性につき首脳間で確認された。
  - (c) 特許制度調和に関する先進国非公式会合(2007年7月デンマークにて開催)、同全体会合(同年9月にジュネーブにて開催)に参加し、議長提案で挙げられた各項目(先願主義、グレースピリオド等)について、議論が行われた。

#### (2) 知的財産権の執行強化

日本政府は、2005年のG8 グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉総理(当時)が模倣品・海賊版の拡散防止に向けた法的枠組み策定の必要性を提唱して以来、先進国及び知的財産権の保護に高い志を有する途上国とともに、「模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA: Anti-Counterfeiting Trade Agreement)(仮称)構想」の実現に向けて積極的に議論を行ってきた。本構想は、知的財産権の執行に係る強力な法的規律と、その執行の強化と国際協力を柱とした、高いレベルの新たな国際的な法的枠組みを目指すものである。2007年10月23日には、EUや米国等とともに本構想の実現に向けた報道発表を行い、関係国との協議を開始したところである。

#### (3) 省エネに関する規制とラベル表示に関する制度の調和

家電製品については、省エネ法に基づくトップランナー制度により省エネ基準を策定しており、ラベリング制度も2000年より導入しているところ。

省エネ基準については、対象機器の拡大や目標基準値の強化などを実施しており、現在、21機器が対象となっており、ラベリング制度についても、現在16機器が対象となっている。また、2006年10月より小売事業者における表示制度として、テレビ、エアコン及び冷蔵庫に対して多段階評価や年間の目安電気料金などと表示する統一省

エネラベルの運用を開始したところ。

OA機器に関しては、国際エネルギースタートプログラムを採用しており、国際的な整合性を図っている。

## 今後の見通し

### (1) 特許制度の国際調和

- (a) 本年9月の全体会合において、今後の議論の対象となる項目リストについて、一定の共通理解が得られたことを受け、作業部会で更なる議論を進める。
- (b) 上記日 EU 間の政府間会合を通じ欧州に対して積極的な働きかけを継続する。
- (c) 現在、米国では先発明主義から先願主義への移行を含む特許改革法案が審議中であり、この重要な機会を捉え、特許制度の国際調和の動きを更に進めるべく貢献する。

### (2) 知的財産権の執行強化

今後、日本政府は、EU、米国、カナダ、スイス、豪州、ニュージーランド、メキシコ、韓国など、知的財産権保護に関心の高い国々との協議に参加し、方針や見解を迅速かつ明確に示し、引き続き議論をリードすることにより本構想の推進に積極的役割を果たすとともに、条約の早期実現に向けた取組を加速化していく。また、将来の参加国の拡大を目指し、本構想についての国際的な関心をより一層高めていくため、関係国への働きかけを精力的に実施していく。

### (3) 省エネに関する規制とラベル表示に関する制度の調和

省エネ基準については、引き続き対象範囲の拡大及び目標基準値の強化等を行っていくとともに、ラベリング制度についても充実させて行くことを検討中。

また、IEAやAPPIにおいて多国間で最適な測定方法をまとめ、国際的な測定方法の統一化の議論に参加するとともに、国際会議等において積極的にトップランナー制度の有効性を紹介していくこととしている。



#### 4. 国際標準の認識と適用(1-J-1)

##### BDRTの提言

- (1) 日本政府は、食品添加物の国内規制を世界保健機関(WHO)や国連食糧農業機関(FAO)による規制と完全に整合させるという長期的目標に向けた一歩として、2001年に採択された「ポジティブリスト制度」の対象となっている46品目の食品添加物のうち、依然として認可されていない残り39品目をこれ以上の遅滞なく認可すべきである。
- (2) 日本政府は、植物検疫の国内規制をWTO協定(関税および貿易に関する一般協定(GATT)や関連する「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」と整合させるべきである。我々は、こうした措置により、在来種の保護を目的とした植物防疫を危険にさらすことなく、切花や生鮮品の市場アクセスを改善することができると思う。
- (3) 日本政府は、あらゆる建築資材に関する日本農林規格(JAS規格)／日本工業規格(JIS規格)とEN規格を全て相互承認すること、外国検査機関の認定手続きを効率化することを目指して、EUの関係当局と協力すべきである。
- (4) 日本政府は、有機食品の表示の相互承認を達成すべく、EUの関係当局と協力すべきである。
- (5) 日本政府は、化粧品原料のポジティブリストをEUのポジティブリストと整合させ、欧米で汎用されている原料や最近承認された原料の迅速な認可を可能にする仕組みを確立すべきである。
- (6) 日本政府は、国際標準化機構(ISO)の認証を受け入れることにより、食品衛生法に基づき食器の輸入に適用される現行の規制と、EUや世界の他の地域における同様の規制との整合性を高めるべきである。
- (7) 日本政府は、医療機器分野の規制プロセスの簡素化と整合化を図るべく、欧州政府と協力すると共に、特に、安全性と性能の基本原則、製造承認、臨床試験、製造施設の現場監査に関する規制慣行・基準の相互受け入れを促進すべきである。

##### 現在までの取り組み

- (1) 「ポジティブリスト制度」の対象となっている46品目の食品添加物
  - (a) 我が国においては、EUと同様、食品添加物(香料を含む)は、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が人の健康を損なうおそれがないものと定める場合を除いては、使用等が禁止されている。  
また、厚生労働大臣が新たに食品添加物(香料を含む)としての使用を認める場合には、食品安全基本法に基づき食品安全委員会の意見を聴くことが義務づけられており、食品安全委員会では厚生労働省から評価依頼を受けたも

のについて、順次リスク評価を行っている。

(b) 国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物 46 品目については、EU からの指摘品目も含め、国が主導的に指定等を進めている。これまでに資料が整備された食品添加物 36 品目については、既に食品安全委員会に意見を求めたところであり、25 品目のリスク評価が終了している。

また、このうち、7 品目については、薬事・食品衛生審議会における検討も終了し、わが国で食品添加物として指定され、使用が認められた。

#### (2) 植物検疫の国内規制

日本政府は、国際ルールと整合した植物検疫措置を講じるため、病虫害危険度解析(PRA)を行い、有害動植物の分類を行っており、現在、162 種の有害動植物を非検疫有害動植物に指定している。

EU から要望のあった 9 種類の害虫についても PRA を実施し、その結果リスクが一定の水準以下と判断されたものについては、順次、非検疫有害動植物に追加しているところである。

これら 9 種類の病虫害のうち、4 種類については、非検疫有害動植物に追加した。3 種類については、消費植物に付着した場合検疫の対象としない害虫に追加した。

#### (3) 建築資材に関する日本農林規格(JAS 規格)／日本工業規格(JIS 規格)

JAS／JIS 制度では、外国の機関であっても、必要な書類審査及び現地審査を経ることにより、登録外国認定機関(JAS)／外国登録認証機関(JIS)として登録を受けることが可能となっている。

また、登録に当たっては、国際的にも認められている基準である ISO／IEC ガイド 65 を登録基準に採用している。

#### (4) 有機食品の表示の相互承認

我が国は、EU 有機食品認証統一基準について、2001 年 3 月に有機農産物の日本農林規格(有機 JAS 規格)との同等性を承認した。

一方、EU は、現在までのところ、有機 JAS 規格について、EU 有機食品認証統一基準との同等性を承認していない。2000 年 8 月に日本政府は欧州委員会に対し、有機 JAS 規格の EU 有機食品認証統一基準との同等性審査を要請し、2006 年 2 月に必要な資料の準備及び質問への回答を終了したが、その後、欧州委員会からの回答が未だ得られていない。欧州委員会が同等性審査手続きを迅速に行うことを、2007 年 12 月に行われた日・EU 規制改革対話東京会合において、対 EU 要望として説明したところである。

#### (5) 化粧品原料のポジティブリスト

化粧品原料のうち、防腐剤及び紫外線吸収剤については、ポジティブリスト方式により規制を行っている。これらについて新規収載要請があれば、審査の上、随時、リストに追加することとしている。最近 1 年間に 2 成分の追加を行っている。化粧品原料のうち、防腐剤及び紫外線吸収剤以外については、ネガティブリスト方式の規制であり、企業責任で安全性を担保することにより、新規物質等の使用が可能である。

なお、EU で化粧品とされているものの一部は医薬部外品として規制されるが、医薬部外品については、個々に審査するものであるため、新規物質の使用についても科学的なデータを添付した上で申請することが可能である。最近 1 年間において、医薬

部外品として2品目の新規成分を認めることとしたところである。

(6) 食品衛生法に基づく食器の輸入に適用される規制

ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの食器の食品衛生法に基づく規格基準は、ISO規格を参考にしながら改正を行っているところである。

なお、わが国への輸入にあたっての食品衛生法第18条に基づく規格・基準への適合性の確認については、一定期間、実施された試験成績の継続的な受け入れを行い、試験経費の低減を図っている。

(7) 医療機器分野の規制プロセスの簡素化と統合化

(a) 従来より、臨床試験が行われた国又は地域の薬事規制で医療機器の臨床試験の実施基準が定められており、その基準が我が国の医療機器GCPと同等以上のものであって、当該基準に従って実施された臨床試験及びそれと同等と考えられる臨床試験については、その臨床試験成績を承認申請資料として利用できることとしている。

(b) 1992年以降、日・EU・米・豪・加の規制当局及び産業界から構成されるGHTF(Global Harmonization Task Force)において医療機器分野の規制の統合化について議論が行われている。

## 今後の見通し

(1) 「ポジティブリスト制度」の対象となっている46品目の食品添加物

(a) 厚生労働省としては、今後もこれらの食品添加物の指定に向けて必要な資料の整備及び検討を行い、食品安全委員会におけるリスク評価及び薬事・食品衛生審議会における審議を依頼することとしている。

(b) 食品安全委員会におけるリスク評価が終了した18品目については、薬事・食品衛生審議会での審議を経た上で、指定の作業を行う予定である。

(c) 今後、できるだけ迅速に評価が進められるよう、EUにおける科学的評価の根拠文献等の情報提供を引き続き協力願いたい。

(2) 植物検疫の国内規制

日本政府は引き続き、PRAを精力的に行い有害動植物の分類を推進する。

また、EUから要望のあった害虫のうち、残る2種類についても、引き続きPRAを実施する。

(3) 建築資材に関する日本農林規格(JAS規格)／日本工業規格(JIS規格)

必要に応じて関係機関への説明等を行いながら、引き続き適切な制度運用に努めていく所存。

(4) 有機食品の表示の相互承認

欧州委員会は、日本側回答へ2008年2月中に返答すると見込まれる。この返答を受け取り次第、日本政府は速やかに対応するとともに、2008年3月の日・EU規制改革対話ブリュッセル会合において、議論する予定。

(5) 化粧品原料のポジティブリスト

今後とも、科学的なデータを添付した要請又は申請に基づき適正に審査した上で、

リストへの追加、医薬部外品としての承認を行うこととしている。

(6) 食品衛生法に基づく食器の輸入に適用される規制

ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装の食品衛生法に基づく規格基準の、ISOを参考にした改正は、審議会での審議を経て、平成20年中に告示し、その半年後から施行することを検討している。

(7) 医療機器分野の規制プロセスの簡素化と整合化

(a) 個別の品目の承認申請について事前に独立行政法人医薬品医療機器総合機構において相談を受け付けているので活用して欲しい。また、この相談体制については、今後、さらに拡充していく方針である。

(b) 新たな議論の場を設けることはリソースの問題から難しい。具体的な要望事項があるのならば個別に相談して欲しい。また、大枠の規制の整合化に関しては、従来同様、GHTFを議論の場とすることが適当と考える。

## 5. 規制の透明性と合理性の向上(1-J-2)

### BDRTの提言

- (1) 日本政府は、外国企業と国内企業の日本での事業活動を促進するため、新たな規制の策定その他において、あらゆる規制分野における透明性と一貫性を高め、規制当局者の説明責任を強化すべく、取り組みを活発化するべきである。
- (2) 日本政府は、行政手続法(APL)の更なる改正を含め、以下の点を確保するために必要な措置を講じるべきである。
  - パブリックコメントの現行要件の順守を実施・監視することにより、全ての法律、規制、ガイドライン、行政指導指針の案についてパブリックコメントが実施されるようにする。
  - 国会審議のための法案提出に先立ち、法案の要旨ではなく全文がパブリックコメントに付されるようにする。
  - 提出意見について検討する時間を当局に与えるため、パブリックコメントの実施期間終了後、最終的な法律、規制、ガイドライン、行政指導指針の提出または公表までに30日間の猶予期間が設けられるようにする。
- (3) 課税分野については、税務当局から恣意的で一貫性のない取扱いを受けているとの報告が欧州企業から依然としてあり、特に考慮する必要がある。我々は、国税庁(NTA)が正式な回答文書制度に基づいて寄せられた個別の要請に対応するだけでなく、決定や追徴金に対する根拠などの説明を標準的な慣行として書面で示すことを提言する。また、決定と説明は、関係する納税者の匿名性を保護するような形式で、定期的に公表されるべきである。
- (4) 更に我々は、金融サービス業界における理解と透明性を向上させる取り組みを規制当局が行えば、金融サービス貿易と新たな金融商品の開発を大幅に飛躍させられると考える。従って、我々は、金融庁(FSA)が以下の措置を講じることを提言する。
  - ① 法律、規制、ガイドラインの解釈に関する法的拘束力のあるガイドラインを体系的に策定、公表、更新する。
  - ② 関係する事業者の匿名性を保護するような形式で「法令解釈に係る書面」を一方向的に公表することにより、法律、規制、ガイドラインの解釈に関する助言を必要に応じて金融サービス業界全体に示す。
  - ③ 規制下にある事業者に対して、さらなる処分やより厄介な処分を引き起こす恐れを伴うことなく、個々の担当官や検査官による解釈に異議を唱える機会を与える。

### 現在までの取り組み

- (1) 下記(2)から(4)を参照。

## (2) 行政手続法(APL)の更なる改正

行政手続法に基づく意見公募手続では、命令等を定めようとする場合には、定めようとする命令等の案を公示し(第39条第1項)、その内容は具体的かつ明確なものでなければならず(第39条第2項)、意見公募期間は30日以上でなければならないとされている(第39条第3項)。また、提出された意見を十分に考慮しなければならないとされており(第42条)、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、提出意見を考慮した結果及びその理由を公表することとされている(第43条第1項)。法律案は、全国民を代表する議員で組織される国会が審議すべきものであり、意見公募手続義務付けの対象とはなっていない。総務省は意見公募手続の施行状況を調査・公表し、必要な場合には、各行政機関に対し改善を促している。

## (3) 課税分野における決定と説明

法人の9割以上を占める青色申告法人に対して課税処分を行う場合には、内国法人であると外国法人であるかを問わず、法令に従って、その理由を書面で通知している。

また、税務調査の過程においても、課税の適否等について、納税者と十分な意見交換を行い、当局の考え方を説明するよう心がけている。

## (4) 金融サービス業界における理解と透明性の向上

### ①、②に関し、

金融庁においては、ノーアクションレター制度の一層の活用に向け、平成19年7月2日付で「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を改正した。

主な改正点は、①照会対象法令・条項の範囲の拡大、②照会・回答内容の公表にあたり、照会者名を原則非公表化、③照会書面の受付窓口の一元化等受理手続の円滑化、④処理期間の短縮に努めること等である。

金融庁では、改正内容について、ホームページで公表しているほか、記者レクの実施、業界団体に対して周知文を発出する等、本制度の周知を図っている。

### ③に関し、

#### (金融庁検査局)

被検査機関は、検査官との間で十分な議論を尽くした後においても、検査官と認識が相違した場合に意見申出を行うことができ、その内容については外部の専門家をメンバーに加えて公平・中立に審理が行われる。当該制度導入の2000年1月から2007年12月末までに348事案の申出があり、155(45%)において金融機関側の意見が採用されている。

また、検査局バックオフィスの幹部が、検査官を同席させずに被検査機関から意見を直接聴取するオンサイト検査モニター(on-site inspection monitoring)や、検査終了後に意見を受付けるオフサイト検査モニターを行い、適切な検査業務の運営に努めている。(2006年7月から2007年6月までオンサイト248件、オフサイト266件)

#### (証券取引等監視委員会事務局)

被検査機関は、検査官との間で十分な議論を尽くした後においても、検査官と認識が相違した場合に意見申出を行うことができ、その内容については客観性を担保する

観点から、証券取引等監視委員会事務局総務課によって公平・中立に審理が行われる。

また、証券取引等監視委員会事務局バックオフィスの幹部が、検査官を同席させずに被検査機関から意見を直接聴取するオンサイト検査モニター（on-site inspection monitoring）を行うほか、検査終了後に意見を受付けるオフサイト検査モニター制度を備え、適切な検査業務の運営に努めている。（2006年7月から2007年6月までオンサイト52件、オフサイト0件）

#### 今後の見通し

(1) 規制分野における透明性と一貫性

下記(2)から(4)を参照。

(2) 行政手続法（APL）の更なる改正

2007年度の意見公募手続施行状況調査結果の公表を2008年度早期に行う。また、来年度も引き続き意見公募手続の施行状況の調査・公表を行い、必要な場合には、各行政機関に対し改善を促していく。

(3) 課税分野における決定と説明

引き続き、青色申告法人に対しては課税処分の理由を書面で通知していくとともに、税務調査の過程においても、納税者と十分な意見交換を行い、当局の考え方を説明していきたい。

(4) 金融サービス業界における理解と透明性の向上

①、②に関し、

同制度の適切な運用を図ることにより、金融行政の透明性の向上に努めていく。

③に関し、

金融庁検査局及び証券取引等監視委員会事務局としては、意見申出制度（the Opinion Submission System）および検査モニター（the Inspection Monitoring mechanism）など所要の制度整備を実施してきたところであり、今後は引き続き制度の適切な執行・運営を図ってまいりたい。

## 6. より効率的な製品認定システムの構築(1-J-3)

### BDRTの提言

#### (1)医療機器の認証プロセスの短縮化

- 医療機器の認証プロセスを短縮化すること。すなわち、外国臨床試験データの受け入れを進めること、「医療機器の臨床試験の実施の基準(Good Clinical Practice : GCP)」と「医療機器の製造管理及び品質管理の基準(Quality Management System:QMS)」の要件と国際基準との整合化を図ること、2005年の薬事法改正を受けて基本方針を確立し、全ての申請者が利用しやすいガイドラインを明確化するべきである。何よりも、GCP 関連の要件は現在、工数と申請手数料の点で申請者に耐えがたい負担を課しており、この要件を緩和する必要がある。
- 日本の GCP と日米 EU 医薬品規制調和国際会議(ICH)で定められた GCP の間の相違を解消すること。そのためには、相談業務と承認審査を担当する医薬品医療機器総合機構(PMDA)の職員の数と質を高める必要がある。

#### (2)動物用医薬品の製品承認プロセスの改善

- 1年という標準的な行政審査期間を順守することにより、動物用医薬品の製品承認プロセスを改善すること。我々は、行政手続きを効率化、迅速化し、科学的に根拠のない不必要な要件を撤廃することによりこれを達成できると考える。

### 現在までの取り組み

#### (1)医療機器の認証プロセスの短縮化

- (a) 従来より、臨床試験が行われた国又は地域の薬事規制で医療機器の臨床試験の実施基準が定められており、その基準が我が国の医療機器 GCP と同等以上のものであって、当該基準に従って実施された臨床試験及びそれと同等と考えられる臨床試験については、その臨床試験成績を承認申請資料として利用できることとしている。
- (b) GCP の運用に関しては各種通知、Q&A により明確化を図っている。
- (c) 医療機器の製造管理及び品質管理の基準(QMS)」の要件については、ISO13485 を導入する等により国際整合を図ると共に、医療機器規制国際整合化会議(GHTF)で策定されたガイドライン等を踏まえ、運用を行っているところである。
- (d) GCP については、2007年9月の「治験のあり方に関する検討会」報告書をうけ、10月に必須文書の整理合理化を通知した。2007年(平成19年)3月にPMDAの中期目標・中期計画を変更し、審査員を21年度までの3か年で236人の増員を行うこととし、現在PMDAにおいて大規模なリクルート活動を行っているところである。

#### (2)動物用医薬品の製品承認プロセスの改善



2007年4月、迅速かつ効率的な承認審査事務を行うことを目的として、農林水産省本省と動物医薬品検査所が分担して行ってきた承認審査事務のうち、農林水産省本省で行ってきた事務を動物医薬品検査所に移管することにより、承認審査事務を動物医薬品検査所において一括して行うようにした。

#### 今後の見通し

##### (1) 医療機器の認証プロセスの短縮化

- (a) 臨床試験の実施の方法等を含め、個別の品目の承認申請について事前に独立行政法人医薬品医療機器総合機構において相談を受け付けているので活用して欲しい。
- (b) 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」に基づいて、治験を必要とする範囲の合理化や GCP の運用改善を検討する予定である。
- (c) QMS の国際整合化については対応済みである。
- (d) GCP については、治験審査委員会、治験中の安全性情報の取扱い及び治験薬の交付に関し、本年度内を目途に省令等の改正を予定している。PMDA の増員を計画に従い進めるとともに、個々の職員の資質や能力の充実を図っていく。

##### (2) 動物用医薬品の製品承認プロセスの改善

より一層の的確かつ迅速な承認審査事務の遂行を図るため、承認審査等の事務手続きの公表を予定している。

## 7. サービス分野でのより自由で開かれた競争の保証(1-J-4)

### BDRTの提言

- (1) 金融グループの業務統合に対する障害を取り除くこと。特に、証券取引法の第65条(新・金融商品取引法の第33条)を改正し、規制枠組みを国際基準に合致させ、金融グループが諸外国における場合と同様に日本国内の組織を編成できるようにすべきである。
- (2) 公平な競争条件を確保できるように日本郵政公社の民営化を実施すること。簡保事業については、資本、ソルベンシーマージン、課税、保険契約者保護資金に関して、他の民間保険会社と同じ要件を課すべきである。既存の支配的地位を利用して内部相互補助を行うことを避けるために、競争保護を目的とした措置を確立する必要があり、それまでは拡大を制限すべきである。同様に、共済保険事業についても民間保険会社と同じ要件を課すべきである。
- (3) 日本における航空運賃の販売、価格設定、決済方法に関する規制を緩和し、インターネットを通じた販売も含めて、航空会社が透明な方法で、消費者に対して運賃を直接提供できるようにするべきである。

### 現在までの取り組み

#### (1) 新・金融商品取引法の第33条

銀行・証券間のファイアーウォール規制については、昨年末にとりまとめた「金融・資本市場競争力強化プラン」において、金融グループにおける業務の相互補完や効率化によるシナジーの発揮を通じて、顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請に応える観点から、これを見直すこととしている。具体的には、利益相反管理態勢の義務付けに加え、銀行等の優越的地位を濫用した証券会社による勧誘の禁止等の措置を講じた上で、役職員の兼職規制の撤廃を講じるとともに、法人顧客に関する証券会社・銀行等の間の非公開情報の授受の制限について緩和等を行うこととしている。

なお、銀行等が本体で証券業を併営することについては、利益相反の弊害の防止、銀行等の優越的地位の濫用の防止、銀行の財務の健全性確保の観点から金融商品取引法第33条が設けられている趣旨に鑑み、その改正は困難である。

#### (2) 日本郵政公社の民営化

- (a) 民営化後のかんぽ生命保険については、保険業法上の保険会社として、資本、ソルベンシーマージン、課税、生命保険契約者保護機構による保険契約者保護に関して、他の民間生保会社に適用されるのと同じ法令が適用され、これに加えて、移行期間中は郵政民営化法上の規制(業務範囲の制限等)も適用される。
- (b) また、かんぽ生命保険が保有する新契約と独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継した旧契約との関係は、日本郵政公社の業務等の承継に関する

る実施計画の中で定められており、当該実施計画については、郵政民営化委員会の意見を聴取し、さらに財務大臣にも協議を行った上で、金融庁及び総務省が内容を審査し認可している。こうしたプロセスを経たことで、新旧契約間における不当な利益移転が生じないようにしていることを確認している。

- (c) 協同組合による共済は、一定の地域や職域でつながる者による助け合いの組織であって、組合員自ら出資し、その事業を利用し合うという制度であり、広汎な組合員間の相互扶助活動(共同事業、貸付事業、福利厚生等)の一環として行われるものである。

このため、このような組織の特徴を踏まえた独自の規制が必要であり、これらの共済事業はそれぞれの所管官庁の監督の下、法律の範囲内で運営されている。よって、民間保険会社と同様に、共済事業者を保険業法の適用下に置くことは適当ではない。

### (3) 航空運賃

国際航空運送事業に係る運賃については、我が国が各国との間で締結している二国間協定において、双方の航空当局による認可が必要とされていることから、航空法に基づく認可制度を採用している。

この認可については、航空企業間に不当な競争をひき起こすこととなるおそれがない等の条件を満たすものについて、国際航空運送協会（IATA）が定めた運賃のほか、各航空会社独自の運賃、いわゆるキャリア運賃についても認可している。航空企業が旅行者に対して販売する運賃についても同様である。

なお、認可された運賃の航空券のインターネット上での販売及び航空運賃の決済方法については、特段の制限は設けられていない。

## 今後の見通し

### (1) 新・金融商品取引法の第33条

金融庁としては、今後、プランに盛り込まれた内容について、法案提出等に向けた作業を進めるなど、鋭意取り組んでいく。

### (2) 日本郵政公社の民営化

当局としては、引き続き、保険業法等に基づき、他の民間生保会社と同様の目線でかんぽ生命保険に対して適切な監督を行っていきたいと考えている。

また、業務範囲の拡大に当たっては、郵政民営化法上、郵政民営化委員会の意見を聴取した上、他の民間生保会社とのイコールフットイングの状況等を勘案しながら、金融庁及び総務省において認可することとされている。当局としては、このような郵政民営化法令の枠組みに沿って、適切に判断していくこととなる。

協同組合による共済はそれぞれの所管官庁の監督の下、法律の範囲内で運営されており、民間保険会社と同様に保険業法の適用下に置くことは適当ではない。

### (3) 航空運賃

国際航空運送事業に係る運賃に関わる問題については、個別のEU加盟国の航空当局との協議の場において、相手方の要望も踏まえて、必要な議論をしていきたいと

考えている。

(注釈)

現在 IATA 運賃の下方 70%に設定されている各航空会社独自の運賃の下限については、2008 年度から撤廃する方向で準備を行っている。

## 8. 再入国許可

### BDRTの提言

日本政府は、ビザを保持する外国人が再入国する場合に別途に再入国許可を取得することを義務づける制度を廃止し、ビザが発行された時点で、自由な出国及び再入国が自動的に認められるようにすべきである。

### 現在までの取り組み

2. 迅速な事業展開の支援(2)現在までの取り組み(b)を参照ありたい。

### 今後の見通し

2. 迅速な事業展開の支援(2)今後の見通し(b)を参照ありたい。

## 9. 外国直接投資の促進(1-J-6)

### BDRTの提言

- (1) 日本政府は、世界経済への日本企業のさらなる参加と日本経済への外国企業のさらなる参加を通じて、成長を促進すべきである。この目的を達成するため、また純粋な日本企業が関与する株式交換に適用される取扱いに合わせて、日本企業と外国企業の株式交換によって生じる含み益に対する課税猶予を認めるべきである。
- (2) 海外直接投資(FDI)の重要な促進手段として、日本政府は、2007年5月に導入された三角合併制度の下で生じる株式交換に対して、その合併が総合的な相乗効果を生み出す条件を満たすことが確認された場合には、課税猶予を暫定的に認めるべきである。
- (3) 日本政府はまた、外国企業にとって根本的な重要性を持つ規則が事前の通知を伴わずに変更されることのないようにすべきである。これに関連して、我々は、日本政府に対し、日本において支店形態で事業を行う外国会社に関する法的確実性を確保するため、会社法第821条の見直しを含めたあらゆる手段を講じるよう要請する。

### 現在までの取り組み

- (1) 日本企業と外国企業の株式交換によって生じる含み益に対する課税猶予(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)
- (2) 三角合併制度の下で生じる株式交換の課税猶予  
平成19年5月1日以後可能となったいわゆる三角合併等について課税繰延べを認めるなどの措置を講じた。
- (3) 会社法第821条の見直し  
擬似外国会社に関する会社法第821条は、旧商法から存在した擬似外国会社に関する規律の内容を外国会社にとって有利なものとしたものであり、従前から擬似外国会社に関する規律は存在した(旧商法第482条)。したがって、会社法第821条によって擬似外国会社についての規制が強化されたかのような指摘は失当である。  
もっとも、日本政府は、会社法第821条については、参議院法務委員会の会社法案に係る附帯決議に沿って、その影響を注視してきたところであるが、現段階では、会社法第821条により不利益を被ったという具体的な事例に関する苦情申立て等は一切受けておらず、特に見直しを行う予定はない。  
また、本提言の背景では、擬似外国会社に関する規律に対するパブリックコメント手続について触れられているが、平成15年10月29日から12月24日までの間に実施した「会社法制の現代化に関する要綱試案」に対する意見募集では、会社法第821条に相当する旧商法第482条を削除するか否かという核心の論点について意見募集を

していたもので、「大まかな論点」しか意見募集していなかったため「全く気づかなかった」という主張は不合理である。

#### 今後の見通し

(1) 日本企業と外国企業の株式交換によって生じる含み益に対する課税猶予  
(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

(2) 三角合併制度の下で生じる株式交換の課税猶予  
(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

(3) 会社法第 821 条の見直し

以上のとおり、現段階では、会社法第 821 条により不利益を被ったという具体的な事例に関する苦情申立て等は一切受けておらず、特に見直しを行う予定はない。

## 第2ワーキング・パーティー： 会計および税制問題

### 会計問題

#### 10. IASB、FASB 及び ASBJ／証券監督機関(2-EJ-1)

#### BDRTの提言

我々はIASB、FASB 及び ASBJ の間で継続的に広範な対話が行われることを要望する。また、我々は、金融・資本市場の国際的競争力の為、証券監督機関のような監督機関が協力することを要求する。

#### 現在までの取り組み

ASBJは、2005 年3月より、IASBとの共同プロジェクトを年2回開催しており、2007 年 10 月には第6回目の会合を開催した。また、2007 年8月、ASBJ は、IASB との間で「東京合意」を公表。これは2005 年7月に欧州証券規制当局委員会(CESR)から指摘を受けた項目の差異の解消を2008 年中に図り、2011 年央までに残りの差異の解消を図ることを目指すものである。2007 年12月、ASBJ は、この「東京合意」に基づくコンバージェンスの工程表を公表した。

ASBJは、FASBとの間でも、2006 年5月よりコンバージェンスに向けた協議を年2回開催しており、2007 年 10 月、第4回目の会合を開催している。

また、金融庁は、EC との間での「会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合」等を通じ、適時に ASBJ と IASB との間でのコンバージェンスの進展の状況等について、情報交換を進めており、モニタリング会合については、直近では、2007 年11月、ブリュッセルにて第3 回目の会合を開催した。米国証券取引委員会(SEC)との間でも、「日米ハイレベル証券市場対話」等を通じ、対話の促進を図っているところ。

#### 今後の見通し

金融庁は、引き続きASBJにおけるコンバージェンスへの積極的な取り組みを支援していきたいと考えている。

ECとの間では、双方向にASBJとIASBのコンバージェンスの進捗をモニタリングし、対話を進めていく。米国SEC等との間でも、会計を巡る諸問題について積極的な対話を進めていく。



## 税制問題

### 11. 租税条約の合意(2-EJ-2)

#### BDRTの提言

我々は、EU 単一市場の便益を十分に享受する為、EU 各国が日本と共通の租税条約の合意をすることを要望する。

#### 現在までの取り組み

二重課税の防止については、我が国は、日欧間の緊密な経済関係を反映して積極的に投資交流の促進を図る観点から、現在の経済関係等を踏まえ、欧州諸国との租税条約の順次見直しを図ってきている。2007年1月にはフランスとの間で現行条約を一部改正する議定書への署名を行い、2007年12月に発効させたところであるが、本改正では、2006年10月に発効となった新日英租税条約のように、投資所得(配当、利子及び使用料)(investment profits(dividends, interest and royalties))の支払いに対する源泉地国課税(taxation at source)の軽減が行われた。

#### 今後の見通し

欧州諸国においては現在、オランダとの間で租税条約の改正交渉を進めており、今後にも必要に応じ、欧州諸国との租税条約の締結に取り組んでいく方針である。

### 12. 連結納税制度の改善(2-J-1)

#### BDRTの提言

我々は昨年、日本政府に現行、子会社の繰越欠損金の持込みについて制限があるが、この子会社繰越欠損金の持込の容認、連結納税の開始或いは加入に伴う資産の時価評価の免除、連結グループ内(連結完全支配関係がある連結法人に対する)寄附金の損金算入などの早急な連結納税制度の改善を行うことを要望した。

#### 現在までの取り組み

(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

## 今後の見通し

(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

### 13. 税執行の透明性(2-EJ-3)

#### BDRTの提言

我々は、企業が国際的な展開を滑らかに実行する為に、日本の税務当局が税執行の透明性を確保するよう要望する。

また、国際的な共通理解の視点から、我々は日本の税務当局が OECD モデルのような国際的共通モデルに回帰することを要望する。

#### 現在までの取り組み

移転価格税制の執行の透明性については、これまでも同税制に関する法令解釈通達や事務運営指針を整備・改正し、その公表を通じて、同税制の適用基準やその執行方針の明確化を図ることにより確保してきたところである。2007年6月には、事務運営指針を改正するとともに、一定の前提条件の下での移転価格税制上の取扱いを示した事例集を新たに作成し、意見公募手続(パブリック・コメント)を経て公表している。

また、事務運営指針において、OECD移転価格ガイドラインを参考にして調査又は事前確認審査を行うよう定めており、我が国としては、国際的なルールに基づいた移転価格税制の執行に努めている。

#### 今後の見通し

移転価格税制の執行の透明性を一層高めるため、引き続き同税制の適用基準やその執行方針の明確化を図るとともに、OECD移転価格ガイドラインを参考にした調査又は事前確認審査を行うことにより、引き続き国際的なルールに基づいた移転価格税制の執行に努めていく。

#### 14. 企業会計と税務との間の新たな乖離への対応(2-J-2)

##### BDRTの提言

我々はコンバージェンスの進展に伴い、企業会計と税務との間に新たな乖離が生じることになることから、日本の税務当局がこれらに柔軟に対応することを要望する。

##### 現在までの取り組み

(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

##### 今後の見通し

(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

#### 15. 法人税 (2-J-3、2-J-4)

##### BDRTの提言

- (1)我々は、日本の税務当局が、タックスヘイブンのルールを見直すことを要望する。  
我々は、日本と条約を結んだ国に所在する企業がタックスヘイブンの規制から免除されるような、タックスヘイブンの基準レートの見直し、ないし免除の取扱いの拡大を提案する。
- (2)我々は日本の税務当局に法人税率引下げを検討することを要求する。

##### 現在までの取り組み

- (1)タックスヘイブンのルール  
(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)
- (2)法人税率引下げ  
税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

##### 今後の見通し

- (1)タックスヘイブンのルール  
(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

(2) 法人税率引下げ

(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

### 第3ワーキング・パーティー： 情報通信技術 (ICT)

#### 16. 次世代ネットワークに関する幅広い議論 (3-EJ-1)

##### BDRTの提言

- 帯域保証やセキュリティー等の優れた技術で実現される次世代ネットワークの構築と利活用により、少子高齢化、介護・医療問題、雇用問題、防犯・防災、エネルギー・環境問題等の社会的課題が解決に向けて取組まれ、活力ある社会の発展が促進されることが期待される。
- そのため、両政府は次世代ネットワークの早期実現に向け、幅広い分野での協力を一層促進すべきである。具体的には、次世代ネットワークのコア技術の研究開発支援や国際機関における標準化・相互接続性確保のための協力を強化すべきである。また、次世代ネットワークを活用した多彩なサービス(例：遠隔医療、テレワーク、介護ヘルスケア、ホームセキュリティ、e ラーニング、エンタテインメント等)の実現に向けた利活用促進施策や、異業種・他業界のプレイヤーも含めたオープンなコラボレーションが推進されるための環境整備を推進すべき。

##### 現在までの取り組み

2006年1月に策定された「IT新改革戦略」において、国際競争力の維持・強化に向け、我が国がリードするICTや、他分野の基盤となるICTの研究開発を重点的に推進することとしており、総務省では次世代ネットワークの構築に必要な基盤技術を2010年までに確立することとしているところ。また、将来のネットワーク基盤技術の研究開発に取り組むべく、「新世代ネットワーク推進フォーラム」を2006年11月に設立し、産学官の連携のもと、関係者が集結して戦略・ビジョンの作成や研究活動の裾野を広げる取組を実施することとしている。

また、民間標準化機関である社団法人情報通信技術委員会(TTC)と欧州電気通信標準化機構(ETSI)はMOUを結び、次世代ネットワーク等の国際標準作成に当たり連携を図っており、我が国としては、こうした日欧の標準関連機関の連携強化の動きを支援するとともに、これらの活動を踏まえ国際電気通信連合電気通信標準化部門(ITU-T)における標準化活動を積極的に推進している。

また、総務省は2010年のユビキタスネット社会を見据えて掲げた u-Japan 政策(2004年12月策定)に則り、当該政策パッケージとして、次世代ネットワークをはじめとした ICT や、テレワーク・e ラーニング等国民生活をより豊かにする ICT 利活用の高度化に取り組んでいるところ。

##### 今後の見通し

今後も関係機関と連携の上、次世代ネットワークの早期実現に向け、着実に取り組むこととしている。

相互接続性確保のための国際標準化については、ITU-T において、IPTV (Internet Protocol TV) や FMC (Fixed-mobile Convergence) といった次世代ネットワークの機能を最大限活かすことができるリリース2以降の標準化が本格化することから、日欧の標準関係機関が引き続き連携し、取り組んでいく必要がある。その際、我が国で実施している次世代ネットワーク関連の研究開発の成果も積極的に活用していく予定。

## 17. 環境保護に向けた ICT イノベーションの推進(3-EJ-2)

### BDRTの提言

- CO2 排出量の削減等による地球環境への貢献のため、省電力化技術の実用化・普及等環境に配慮した ICT イノベーションの取り組みは不可欠である。そのため、日本とEUは、省エネルギー技術の研究開発を推進し、同技術を環境にやさしい製品として実用し、また ITS やテレワーク等、革新的なシステムを構築して社会で活用することを促進すべきである。環境への負荷低減効果を最大化するためには、日欧がその経験を共有して、各々の取り組みに関する対話が欠かせない。
- 上述のように、両政府は、省エネルギー技術の研究開発と、実証実験を推進すべきである。国際協力の観点では、両政府が、国際的な場で本問題に関する対話をリードすると共に、積極的にその実証の成果を共有することが大いに望まれる。

### 現在までの取り組み

経済産業省では、半導体やディスプレイなどのIT機器・システムの省エネルギー技術の開発を強化するとともに、省エネ法に基づくトップランナー制度の活用等、研究成果の普及に向けた取組を進めてきた。

加えて、2007年12月6日、「IT機器の省エネ」と「ITを活用した社会の省エネ」を両輪とする「グリーンIT」という考え方を進めていくために、IT 業界のトップを招き「グリーンITイニシアティブ会議」を開いたところ。

総務省では、2004年12月～2005年3月に「ユビキタスネット社会の進展と環境に関する調査研究会」を開催し、テレワークやITSをはじめとするユビキタスシステムによる環境負荷低減の方向性が試算されたところ。

テレワークについては、総務省では、中小企業等がテレワークを試行・体験できるシステムを構築し、公募により、多数の企業等においてテレワークを試行・体験するプロジェクトを実施中。

ITSについては、2007年7月に策定された「重点計画—2007」に基づいて、引き続き、運転者に対する的確な道路交通情報の提供や交通需要の適正化を通じて、交通の円滑化と環境負荷の低減を図っている。

国土交通省では、2007年5月から首都高速道路で、民間企業参画のもと狭域通信(DSRC)による画像や音声を用いたドライバーへの情報提供によるスマートウェイ実験を実施しており、様々な安全運転支援システムの機能や有効性の評価・検証を重ねているなど、交通事故防止に向けた取組を進めているところ。

### 今後の見通し

経済産業省では、IT 機器単体の省エネについて、トップランナー制度の対象機器にルーターを追加すること等を検討中。

2008年度から、IT機器単体だけではなく、システム全体での抜本的な省エネを実現するグリーンITプロジェクトに着手し、引き続き革新的な省エネ技術の開発に積極的に取り組む予定。

ITS による交通流の円滑化を実現することにより、運輸部門のエネルギー消費効率を改善するため、キーテクノロジーである自動車制御技術、交通流制御の高度化を行う「エネルギーITS推進事業」を2008年度から開始予定。

また、国内外のIT企業が参加する「グリーンIT推進協議会」を2008年1～2月に立ち上げ、日本の優れた取組を世界に向けて発信するために、5月に国際シンポジウムを開催し、国際的な運動を推進していく予定。

総務省では、ICTが地球温暖化に与える影響をプラス面、マイナス面の双方から具体化するとともに、「環境立国・日本」の創造に向けた施策の展開及び国際的なレベルでの地球温暖化問題への対応に資するICT政策について検討することを目的として、2007年9月より、「地球温暖化問題への対応に向けたICT政策に関する研究会」を開催しており、2008年4月に報告書を取りまとめることとしている。

テレワークについては、安倍前総理の「テレワーク人口の倍増を目指す」という所信表明等を受け、政府一体となってテレワークの普及促進に取り組むこととしており、総務省としても、引き続きテレワークの普及啓発等を実施していく。

国土交通省では、2008年度に安全運転支援システムの実用化に向け、さらに規模を拡大した実証実験を予定するなど、官民連携で交通事故防止に向けた取組を進めていく。

さらに、日本政府では、狭域通信(DSRC)や放送をメディアとするVICSに対応した車載機の活用や、携帯電話等の様々な通信メディアを用いることでより高精度な道路交通情報提供を実現できるよう、引き続き推進していく。



## 18. ICT 基盤の信頼性・堅牢性を確保するための協力(3-EJ-3)

### BDRTの提言

- 社会システムをはじめ、ICT 基盤の信頼性・堅牢性の確保は、問題発生時の国際的な影響の波及を考えると、グローバルに共通の課題である。日欧両地域が、その共通課題を認識し情報セキュリティの課題解決にむけて取組みを始めていることを歓迎する一方で、国際連携はいまだ不十分である。ネットワークは国境を容易に越えるため、国家政策は他国の政策と協調することでよりその効果を高めることが出来る。
- 両政府は、国際的な連携を更に強化するため、両地域の最新の施策について情報共有を密に行うと共に、DoS 攻撃への対策等国际的に連携を必須とする事項については早期に対応を具体化し協力すべきである。

### 現在までの取り組み

日本政府は、情報セキュリティ問題全般に関する3か年の中長期計画として「第1次情報セキュリティ基本計画」(2006年2月2日)を、年次計画として「セキュア・ジャパン2006」(2006年6月15日)及び「セキュア・ジャパン2007」(2007年6月14日)を策定し、ICT基盤の信頼性・安全性の向上に努めている。

国際的な連携の必要性についても十分に認識しており、同計画において「国際連携・協調の推進」を重点分野の1つとして取り組んでいるところであり、2007年10月3日には、政府全体として戦略的に国際協調・貢献に取り組むための基本方針等を明確化した「我が国の情報セキュリティ分野における国際協調・貢献に向けた取組み」を策定した。

日本とEUとの関係では、2007年6月の日EU定期首脳協議共同プレス声明の附属文書「繁栄に向けた研究及びイノベーションの促進」において、安心・安全なICT利用環境に向けて協力をする事としており、ICTに関する日EU定期協議等を通じて緊密な情報共有を行ってきたところである。

### 今後の見通し

日本政府は、「第1次情報セキュリティ基本計画」の下での官民における各種取組みや、技術革新の動向及び制度改正を含む社会環境の変化等を踏まえ、2009年1月より、次期中長期計画である「第2次情報セキュリティ基本計画(仮称)」の検討に着手する予定。

また、「我が国の情報セキュリティ分野における国際協調・貢献に向けた取組み」に基づき、国際的な連携を更に強化するための具体策について検討を進めていく。

## 19. デジタルコンテンツの普及促進に向けた合理的制度整備(3-EJ-4)

### BDRTの提言

ICTの進展に伴い、コンテンツの創作・流通・活用の形態は大きく変化しており、今後、デジタル時代に対応した多様な展開を通じて、デジタルコンテンツ市場の大きな拡大が期待される。両政府は、コンテンツの権利保護とユーザ利便性のバランスに配慮した制度整備に引き続き取り組み、デジタルコンテンツの一層の利活用を促進すべきである。私的録音録画補償金制度については、デジタル技術の発展等を踏まえて、時代に即したより合理的な制度に見直す必要があるため、著作権保護技術の活用の拡大を前提に、その縮小及び段階的な廃止に向けた検討が必要である。具体的には、日本では、文化審議会での議論において、私的録音録画制度の法的枠組みを抜本的に見直し、具体的結論を得ること、EUでは、欧州委員会における制度改革検討が継続されることが期待される。

また、模倣品・海賊版に関する近年の両政府及び関係者の取り組みを評価する一方で、とりわけアジアの特定地域等における課題が未だ深刻であるため、両政府による国際協力の枠組み等を通じ、官民連携して、エンフォースメントの強化や各国のエンフォースメント能力の向上のための協力を継続し、デジタルコンテンツの権利保護を確保することが重要である。

上述の通り、私的録音録画補償金制度については、著作権保護技術の活用の拡大を前提にその縮小及び段階的な廃止が望まれる。また、模倣品・海賊版への対応について、両政府は健全なマーケットの拡大に向けてデジタルコンテンツの権利保護の取り組みを強化すべきである。

### 現在までの取り組み

日本政府は、消費者利便の向上と権利の適切な保護のバランスを図る観点から、消費者、権利者、放送事業者、メーカー等幅広い関係者の協力を得て、情報通信審議会・デジタルコンテンツの流通の促進等に関する検討委員会等において、デジタル化時代に相応しい、コンテンツの流通及び保護に係る新たなルールの形成に取り組んでいるところである。

私的録音録画補償金制度については、文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会において平成18年度に引き続き同制度の抜本的見直しについて議論している。具体的には、私的複製に関する権利制限規定の範囲の見直し、著作権保護技術と補償の必要性の関係、補償対象機器・記録媒体の見直し等が論点であり、現在、国民からの意見募集の結果を踏まえて議論を続けているところである。

また、模倣品・海賊版への対応については、2007年6月に日・EU首脳間で合意した「知的財産権の保護と執行に関する日・EU行動計画」に基づき、アジア等の第3国における情報交換の強化等の分野で協力を強化する取り組みを進めている。また、2

007年10月、「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」に関するプレス・ステートメントを、日米EU等より同時に発出し、知的財産権保護に関心の高い国々と協議を開始した。

#### 今後の見通し

日本政府は、引き続き、消費者、権利者、放送事業者、メーカー等幅広い関係者の協力を得つつ、デジタルコンテンツの流通の促進等に関する検討委員会等において、保護と利用のバランスのとれたコンテンツ市場の拡大に向けた検討を進めており、2008年中にとりまとめを行う予定である。

私的録音録画補償金制度の抜本的見直しについては、私的録音録画小委員会において引き続き検討を行い、関係者の合意が得られ次第、その結果を踏まえ、法制度の整備等の措置を講じる。

また、「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」の早急な合意形成を目指すとともに、上記日・EU行動計画の下、アジア等における権利保護の強化について、日EUの連携を継続する。

## 20. 若年者保護に関する自主規制 ～責任あるアプローチ(3-EJ-5)

### BDRTの提言

あらゆるコンテンツが携帯やブロードバンドインターネットサービスを経由して流通している。コンテンツプロバイダや、インターネット・携帯サービスプロバイダが、利用者とりわけ児童や十代の若者を不適切なコンテンツから保護するための責任あるアプローチは、「自主規制」である。現在、より安全な児童のコンテンツ利用のために、多くの企業や政府の取組みがなされている。保護者による監督を促進する情報や手段を提供することが最も重要である。保護者への情報提供による意識の向上と児童による新しいメディアの安全な利用に向けた教材、或いは子供のコンテンツへのアクセスを保護者が調整しうる環境等について、行動規範に基づいて取組みが行われている。いま一つの選択肢として、各国家・社会の良識、妥当性、及び法制に基づいてコンテンツを分類することも想定される。自主規制は、技術的・社会的な今後の発展段階に応じて迅速に対応可能であることから、児童を保護するための将来を見越したアプローチとして適切である。また、業界は行動規範やその他の自主規制策定に関与することで、より強いコミットメントを感じることから、効率的なアプローチであるというメリットも存在する。

従って、EU機関及び日本の当局が、児童の保護のために引き続き自主規制の形成を促進する役割を担うことを期待する。

### 現在までの取り組み

総務省では、2005年8月から、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」を開催し、2006年8月に最終報告書がとりまとめられたところ。これを受け、総務省の協力のもと、業界団体において各種ガイドラインの作成や、削除の基準を定めたモデル約款が策定された。有害情報のフィルタリングに関しては、2007年12月に、総務大臣から携帯電話事業者等に対し、青少年が使用する携帯電話等におけるフィルタリングサービスの導入促進に関する取組を強化するよう要請した。また、2007年6月には関係事業者によってフィルタリングの一層の普及を目指すフィルタリング普及啓発アクションプラン 2007 が策定された(2007年9月末時点の携帯電話におけるフィルタリングサービスの利用者は約210万人となり、前年度比の3.3倍。)

また、文部科学省及び事業者と連携し、主に保護者、教職員に対してインターネットの安心・安全利用に関する啓発を行う「e-ネットキャラバン」を2006年度から全国規模で実施している。

さらに、2007年11月から、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」を開催し、青少年に向けたフィルタリングの更なる導入促進、プロバイダ等による削除等の措置の支援、インターネットリテラシーの普及啓発などの違法有害情報に対する総合的な対応について検討を行っているところ。

また、今後のICTメディアの健全な利用の促進を図り、子どもが安全に安心してインターネットや携帯電話等を利活用できるようにするため、ICTメディアリテラシーを総合的に育成する「ICTメディアリテラシー育成プログラム」(保護者向けのガイドブックを含む。)を2006年度に開発した。2007年7月にこのプログラムを公開し、普及を図っているところである。

#### 今後の見通し

上記「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」では、2008年3月頃に中間報告書を取りまとめることになっており、当該結果を踏まえ、青少年に向けたフィルタリングの更なる導入促進、プロバイダ等による削除等の措置の支援、インターネットリテラシーの普及啓発などの違法有害情報に対する総合的な対応について検討を行うこととしている。

また、引き続き「ICTメディアリテラシー育成プログラム」の普及を図るとともに、必要な更新を行うこととしている。

## 21. 規制と投資の関係について(3-EJ-6)

### BDRTの提言

通信業界は、新しい競争者、新しいビジネスモデル、そしてイノベーティブなサービスへのユーザからの期待といった当該分野の展開を受けて、著しい変化を遂げている。もし、消費者が競合するプラットフォームを通じてブロードバンドにアクセスすることが可能であれば、新たなブロードバンド技術は消費者に付加的な利益を提供し、長期の持続的競争をもたらさうであろう。その実現においては、投資に最適な環境を確保し、真にインフラベースの競争の発現を活性化する必要がある。

ネットワークの変革には莫大な投資が必要であり、競争の激化、不確定の将来の需要に加えて、負担になる長期にわたる料金規制及び接続規制、及びそれらの投資収益性へのインパクトに鑑みて規制上の不確実性が大きく、高い経済的なリスクを伴う。規制環境は、ネットワーク投資へのインセンティブを与えるべきであり、ICT投資への適切なリターンを許容すべきである。この観点で、将来のICT投資を決定する上で政策担当者は重要な役割を果たすといえる。

日本とEUは、市場環境の変化から生じる新たな課題に対し、好ましい事業・投資環境の構築を実施すべきである。

### 現在までの取り組み

総務省では、通信ネットワークの急速なIP化やブロードバンド市場のビジネスモデルの変化等、市場構造の大きな変化を踏まえ、電気通信分野における競争ルールの見直しを行い、2006年9月に、競争の一層の促進に向け、2010年初頭までに講じるべき施策を「新競争促進プログラム2010」として取りまとめており、2007年10月には当該「新競争促進プログラム2010」の進捗状況をプログレスレポートとして取りまとめるとともに、プログラムの改定を行ったところ。

### 今後の見通し

上記改定プログラムに基づき、引き続きブロードバンド市場における健全な競争環境の実現に向け、積極的に取り組んでいく予定。また、同プログラムは、毎年進捗状況を取りまとめ、情報通信審議会に報告・公表する予定であるとともに、必要に応じ各施策の展開に際しては意見招請手続など透明な手続を確保しつつ、プログラムの見直しを実施する。

なお、本プログラムの進捗状況を踏まえ、2010年の時点で通信法制全般について総合的な検証を実施する予定。

## 22. ICT 機器の適合性要件及び評価(3-EJ-7)

### BDRTの提言

ICT機器の国際的な移動の確保は不可欠である。ICTセクタはグローバル、競争的、そして動的な産業であり、常に進化するため、サービスや競争力のあるICT機器の提供には、貿易における流動性が要求される。自己適合宣言は適合評価における原則的な要件として採用されるべきである。適合要件及び評価手続きは、重複する試験や市場の分裂を回避すべく、調和されるべきであり、日欧双方の製造業者に対して平等な条件を提供すべきである。

### 現在までの取り組み

電気通信機器の認証について、日本政府は、命令、罰則等の事後措置を含む技術基準適合自己確認制度を導入し、また適合性評価機関を国の裁量性のない登録制度に移行するため、電波法及び電気通信事業法を2003年に改正し、制度として運用しているところ。

### 今後の見通し

各国における技術基準や認証制度は、必ずしも一致するものではない。よって、外国の製造業者により供給者規格適合性宣言がなされた機器等についても、日本の法令に規定する技術基準に適合していることを担保する必要があると考えている。

### 23. ICT 機器ベンダに対する市場アクセスについて(3-EJ-8)

#### BDRTの提言

ICTセクタが、経済成長や生産性の向上を加速させるためには、ICT関連機器市場へのアクセスにおいて、その障害の除去が欠かせない。日欧双方のICT産業にとって、情報技術協定(ITA)の成功を守ることは、共通の関心事である。近年、継続的な技術の発展に伴い、一部のITA加盟国において対象機器範囲の解釈不一致の拡大が懸念されている。先進技術を活用した製品が引き続き無税の取扱いを確保されるよう、ITA加盟国は、定期的ITAレビューの実施について合意することが望ましい。ITA加盟国は、ドーハ開発ラウンドの現状にかかわらず、IT製品の市場アクセス機会を拡大する方向に向うべきである。

両政府は、ICT機器市場へのオープンで低廉なアクセスを奨励する規制環境構築に向けて協働すべきである。EU政府は、情報技術の継続的発展を促しIT製品の市場アクセス機会の拡大を目指すというITAの理念を反映し、多機能化・高度化したITA製品※への賦課に対する適切な措置を講ずるべきである。

※ 例：デジタル複合機、LCD PC モニター、デジタルカメラ、セット・トップ・ボックス

#### 現在までの取り組み

IT の技術革新は、利便性の向上のみならず、例えばデジタル複合機がオフィスの省スペース化、業務の効率化を促進したように、産業や社会の発展にも貢献している。ITA は、貿易障壁を低減することで、こうした IT 製品の世界的な普及に大きく貢献してきたが、今後もその一翼を担うためには、技術革新に柔軟に対応し、その普及を妨げないことが極めて重要であることは言うまでもない。

ところが、EU などはこうした動きに逆行するように、ITA 発効後に技術革新によって新機能が追加された製品や他の機能が融合した製品を ITA の対象外として関税を課している。日本政府は、WTO・ITA 委員会や日 EU 規制改革対話において、欧州委員会に対して重ねて懸念を表明してきた。また WTO で行われた 2007 年 1 月の ITA ワークショップや同 3 月の ITA10 周年シンポジウム、さらには同年 1 月、3 月、11 月に開催された ITA 委員会においてもこのような問題点を指摘しており、多くの国から IT 機器の普及において ITA の趣旨に適った運用が求められている。

#### 今後の見通し

2008 年 2 月に APEC・IT ワークショップを開催し、IT 機器の重要性とともに、IT 製品に対する貿易障壁の撤廃の必要性をアピールする予定。

一方、欧州委員会に対しては引き続き ITA 委員会等様々な場で ITA の理念を尊重



するよう強く要請し、協定の本旨に適った解決を図っていく。

## 第4ワーキング・パーティー： WTO に関する共同宣言

### 24. WTO及び貿易円滑化協定(TFA)

#### BDRTの提言

1. EJBDRT は WTO ドーハ開発アジェンダ(DDA)交渉を強力に支持するものであり、欧州連合および日本国政府に対し、今年末までに野心的な交渉をまとめるべく最善の努力を払うよう求める。EUと日本は、このラウンドの成功と野心的な妥結の実現に向け主要なプレーヤー間の努力を傾注させる必要がある。
2. EJBDRT は、世界の指導者が政治的なモーメンタムをおこし、ジュネーブの WTO 交渉を実際の行動と具体的な進展に導くよう希望する。ビジネス界がドーハラウンドを支持するかどうかは、交渉が疲弊する前に今年末までにラウンドの妥結を図るべく、モダリティの交渉に関する合意が迅速に行えるかどうかにかかっていると政治指導者に警告する。
3. EJBDRT の会員企業は世界屈指の貿易業者および投資家である。世界経済は自由貿易の発展および情報技術ならびに輸送技術の発達とともに拡大の一途をたどっているが、保護主義を志向する動きの再燃に懸念を表明する。EJBDRT は、21 世紀の世界経済が持続可能かつ強力な成長を遂げるには、WTO での多国間貿易体制を強化する必要があり、DDA はこの問題を解決する最も適切な方法であると考えている。
4. EJBDRT は、野心的な自由化提案とは、非関税障壁(NTB)を含む工業貿易障壁を排除し、農業の市場アクセスを改善し、貿易をゆがめる補助金を削減または廃止し、サービス業の自由化を大きく進め、貿易促進策、アンチ・ダンピング、アンチ補助金に関する WTO のルールに関しさらなる調和をはかるように合意することでであると確信する。EJBDRT が高い優先順位をおく交渉課題は次のとおりである。
  - (1) 第一に EJBDRT は、先進工業国および主要新興国の両方が工業製品に対する関税および非関税障壁を撤廃することの重要性を強調する。特に EJBDRT は、工業国および新興国が相互の関係を見据える形で係数を定め、途上国には 15 という係数を採用して、論理的でないものまで例外にするのではなく関税の一律削減を行う野心的なスイス・フォーミュラの採用を求める。EJBDRT は、スイス・フォーミュラのほか、たとえば化学品および電子機器などその意思がある部門に対し部門別の関税の合意を受け入れるよう提案する。EJBDRT は、NTB に関し輸出税および輸出制限に力強く取組むための新しいルールを策定し、新しい NTB 仲介メカニズムの創設に向けさらに作業するよう提案する。

- (2) 第二にEJBDRTは、サービス分野の交渉により他のDDA問題と同等の野心的な新しい市場アクセスが提供されることを期待する。欧州委員会と日本国政府は、農業および産業に関するルールが合意された時点で、サービス担当閣僚会議(a service ministerial signaling conference)の開催を求め、可能な限り速やかに次の改定案を提出するよう求める。
- (3) 第三にEJBDRTは、野心的かつ拘束力のある貿易円滑化協定(TFA)の締結を提案する。関係各国には、ビジネスに具体的な成果をもたらす遠大な計画を進めるため米国と新興国に圧力をかけることを提案する。さらに、貿易救済措置の原則を改善し調和させる必要性を強調する。
5. DDA交渉の成功には、途上国による約束および協力が不可欠である。欧州委員会および日本国政府が、たとえばキャパシティビルディング活動を通して配慮をし、多国間貿易体制こそ途上国の国益に大きく貢献するとの強力なメッセージを発信することを期待する。日本は、中国およびASEANの主要アジア諸国からさらに野心的なものを引き出すとともにその支持を高めるため、アジアで強力な指導力を発揮すべきである。
6. DDA交渉をまとめるには、世界の主要国の指導者が強力な政治的意思を発揮し、またビジネス界から強力な支持を取り付ける必要がある。EJBDRTは、その会員の支持を提供するとともに、欧州委員会および日本国政府に対し、DDA交渉の再開を実現するため、強力な政治的主導を発揮するとともに、交渉ラウンドを成功させる努力を強化するよう強く求めるものである。

#### 現在までの取り組み

WTOドーハ・ラウンドについては、2006年7月に交渉が一旦中断したものの、日本を含む各国の働きかけにより、2007年1月末に交渉が本格的に再開した。

2007年6月にドイツ・ポツダムで行われたG4(米国、EU、ブラジル、インド)閣僚合が決裂した後、7月には、農業・NAMAのモダリティに関する議長テキストが発出され、日本は、この文書をたたき台としつつ、マルチの場での議論を積極的に行っていくことが肝要であること等を表明した。

ジュネーブでは、9月以降、発出された議長テキストを基に農業・NAMAの交渉グループで実務レベルの交渉が活発に行われた。11月30日にはルール交渉の議長テキストが出された。交渉の2007年中の妥結は困難となったものの、12月の一般理事会において、ラミーWTO事務局長は、2008年の早い時期に農業・NAMAのモダリティに合意することができれば2008年末までに交渉を妥結することができるとの考えを示した。

2007年を通じ、日本は、農業、NAMAのみならず、サービス、ルール、TF(貿易円滑化)、開発等を含め、包括的で全体としてバランスのとれた成果を得て、交渉が早期に

妥結するよう、積極的な取り組みを進めた。

#### 今後の見通し

- (1) 日本政府としては、野心的かつバランスのとれた成果を得て、交渉が2008年内に妥結することを目指し、引き続き積極的な取組を進める。
- (2) DDA交渉の成功裡の妥結には、日・EU間を含む関係国間の緊密な連携が欠かせない。日本としては、先進国のみならず、途上国との意見交換も十分に行い、交渉プロセスへの有益な貢献を行っていききたい。
- (3) 日本政府としては、今後とも、ビジネス界との意見交換も含め、民間部門との連携を深めていききたい。

## 第5ワーキング・パーティー： ライフサイエンス/バイオテクノロジー 25. 2002年に策定したバイオテクノロジー戦略(5-EJ-1)

### BDRTの提言

両政府が 2002 年に策定したバイオテクノロジー戦略を継続的に実施し、優先施策に対して集中的に予算や法制/行政上の支援などの政府資源を配分する。科学技術の進歩に応じてこの戦略が適切に見直されること。日本においては、施策実現を推進する組織の設置が必要である。

### 現在までの取り組み

バイオテクノロジー(BT)戦略大綱の趣旨を踏まえて策定された第3期科学技術基本計画のライフサイエンス分野推進戦略において7つの戦略重点科学技術を選定し、戦略的に推進しているところ、総合科学技術会議主導のもと、科学技術連携施策群を「生命科学の基礎・基盤」「臨床研究・臨床への橋渡し研究」「食料・生物生産」「新興・再興感染症」に再編し、戦略重点科学技術をさらに効果的・効率的に推進する体制を整備した。

### 今後の見通し

BT戦略大綱は、2010年を見据えて、バイオテクノロジーを推進するための行動計画を示したものであるが、大綱を策定してから5年が経過しており、行動計画に進捗が見られる。また、遺伝子組換え技術や、その技術に関する国民理解の問題、バイオマスといった新たな状況の変化に対応すべき課題も出てきた。それらの状況の変化に対応するため、戦略の見直しを行う予定。

## 26. 「国の LS&BT 理解推進計画」の策定(5-EJ-2)

### BDRTの提言

国民理解推進のために予算を大幅に増加する。LS&BT の新規技術の社会的なリスク・ベネフィットを評価する科学的なアプローチをリードする第3者機関を設立する。政府はバイオテクノロジーに関する国民の理解を加速し効率的に推進するために、産業や学界との協力のもと強力な主導により、早急に「国の LS&BT 理解推進計画」を策定すべきである。EU と日本の情報の交流はその過程において有意義である。

### 現在までの取り組み

LS&BT の国民理解推進については、第3期科学技術基本計画のライフサイエンス分野推進戦略において、成果に関する国民理解の促進を推進方策の一つにあげており、総合科学技術会議のもとで、例えば遺伝子組換え作物に関する研究成果の実用化について国民の理解を促進するための取り組みや、新たな研究成果に伴って生じる生命倫理に関する新しい課題に対処するための体制整備を行っているところ。

### 今後の見通し

遺伝子組換え作物に関する研究開発成果の普及に向け、内閣府において、遺伝子組換え作物に関する情報発信者を対象とした意識調査を行う。また、科学技術連携施策群「食料・生物生産研究」のもと、遺伝子組換え作物に関するシンポジウムを開催する。

## 27. LS&BT 分野の日 EU のコミュニケーション増進(5-EJ-3)

### BDRTの提言

国際会議や産業界の交流活動を支援し、バイオベンチャーやバイオクラスターなどに関する、LS&BT 分野の日 EU のコミュニケーションを増進する。

### 現在までの取り組み

日本において、経済産業省では、産業クラスター政策として、2001年度より我が国産業の国際競争力の強化と内発型の地域経済活性化を目的として、地域における新事業やベンチャー企業が続々と創出されるような産業集積を図っている。

また、文部科学省では、各地域がそのポテンシャルを活かし、大学等を核に産学官が連携して新事業・新産業の創出を目指し、2002年度から知的クラスター創成事業等の施策を展開している。

これら施策を通じて、我が国におけるイノベーション・クラスターの形成に力を注いでいるところである。

### 今後の見通し

今後一層、国際的な連携が促進されていくことを期待する。

## 28. 医薬品やその他の健康産業におけるイノベーション(5-EJ-4)

### BDRTの提言

研究開発体制や価格制度などのバリューチェーン全体的な問題を解決し、医薬品やその他の健康産業におけるイノベーションを活性化するための施策を立案し実行する。特定のイノベーション分野に関する優先度を決め、注力する。医薬品フォーラム(EU)や革新的創薬のための官民対話(日本)に応じて、具体的な方法を展開するためのメカニズムを確立する。

### 現在までの取り組み

平成19年4月より実施している「新たな治験活性化5カ年計画」に基づき、治験・臨床研究を実施する医療機関の体制整備を行うため、中核病院10箇所、拠点医療機関30箇所を選定する等治験・臨床研究の推進を図っているところである。

我が国における医薬品分野のイノベーション創出と産業の国際競争力強化に係る諸施策の方向性について、産官学のトップが認識を共有することを目的として、厚生労働大臣主催により、「革新的創薬のための官民対話」を平成19年に3回にわたり開催した。第2回官民対話では、研究資金の集中投入、治験環境の整備、審査の迅速化・質の向上、イノベーションの適切な評価等を内容とする「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を決定・公表した。

### 今後の見通し

「新たな治験活性化5カ年計画」に基づき、引き続き治験・臨床研究の推進に取り組み、研究開発の活性化に努めてまいりたい。

また、今後も継続的に官民対話を開催し、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」について必要なフォローアップを行う等、その着実な実施に努める。



## 29. 医療機器のイノベーション(5-EJ-5)

### BDRTの提言

医療機器のイノベーションを支えるためのインフラを整備するとともに産業の振興に取り組む。特に、医療機器の承認審査体制に係る問題を早急に改善する。

### 現在までの取り組み

2007年において、研究資金の集中投入、治験環境の整備、審査の迅速化・質の向上、イノベーションの適切な評価等を内容とする「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を策定・公表し、進捗状況をとりまとめた。また、新たな医療機器産業ビジョンについて検討するため、「医療機器産業政策の推進に係る懇談会」を開催し、業界から意見を聴取した。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構(Pharmaceuticals and Medical Devices Agency; PMDA) において、独立行政法人医薬品医療機器総合機構中期計画に基づき、同一チームによる治験相談と審査の実施、審査官の計画的な増員等を進めてきたところである。

### 今後の見通し

当該戦略について必要なフォローアップを行う等その着実な実施に努める。また、2008年春を目途に新たな医療機器産業ビジョンをとりまとめる。

また、引き続き、中期計画に基づいて増員等を進めていく。

### 30. バイオマス由来製品およびバイオ燃料に係る国際競争力向上に向けた日 EU 協力(5-EJ-6)

#### BDRTの提言

バイオマス由来製品およびバイオ燃料に係る国際競争力向上に向けた日 EU 協力による取り組み。

- ◇ バイオマス由来製品/バイオ燃料におけるジョイントフォーラムのようなコミュニケーションによって、問題点の要点整理、協力のあり方の研究、EU-アフリカ、日本-アジアのような広域連携体制構築に関する情報交換等を行う。
- ◇ 日 EU が協力し、食糧問題との衝突を回避できる技術開発を加速する。
- ◇ 植物バイオ技術の活用により原料の開発や改良を行う。

#### 現在までの取り組み

- (1) 我が国においては、2006 年3月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、バイオマス利活用に関するアジア等海外との連携を推進することとしている。  
2007 年3月には、EUの生産者組合代表や仏の政策担当者等を招聘して「世界バイオ燃料政策東京フォーラム」を東京で開催し、同年 11 月には、アジア各国研究者を招聘して「第4回バイオマス・アジア・ワークショップ」をマレーシアで開催し、各国のバイオ燃料の生産状況や今後の課題等に関する意見交換を行った。
- (2) IEAの再生可能エネルギー作業部会(REWP)等の多国間の枠組みにおいて、我が国からバイオマスの利用推進に関する我が国の取り組みやアジアにおける協力の状況等について説明するなど、日-EUを含む先進国間の協力にも積極的に取り組んでいる。
- (3) バイオ燃料向け資源作物の育成と低コスト栽培技術の開発、木質バイオマスや稲わら等の非食用資源や資源作物全体から高効率にエタノールを生産する技術開発を進めている。
- (4) 東アジア首脳会議(EAS)における我が国の協カイニシアティブに基づき、「アジア・バイオマスエネルギー研究コア」を設立、「アジア・バイオマスエネルギー協力推進オフィス」を開設、日本における「バイオ燃料セミナー」を開催したほか、5年間で500名の受入研修を実施中。

#### 今後の見通し

- (1) アジアにおける持続的なバイオマス利活用システムの構築に向け、各国の情報を整理したデータベースや手引書の作成を通じた普及・啓発、バイオマスタウン構想の作成に向けた基礎調査や人材育成を実施するとともに、2008年2月にタイにおいて、アジア各国の政策担当者による持続可能なバイオ燃料に関する国際シンポジウムを開催予定。
- (2) IEA等の多国間の枠組みを活用し、積極的に我が国のバイオマス推進の取り組み状況やアジアでの協力の進展状況について説明するとともに、引き続き各国との情報共有と意見交換を行っていく。
- (3) 中長期的な観点から、食料及び飼料の安定供給に支障が生じないよう配慮し、稲わら、間伐材等のセルロース系原料や資源作物を原料とした効率的なエタノール生産技術の開発等に重点的に取り組んでいく。  
また、これまでのイネゲノム研究の成果を活用して超多収で低コストの作物開発の取組を開始する。
- (4) EASにおける我が国の協カイニシアティブに基づく協力等を着実に実施する。

### 31. GMO(遺伝子組換え作物)に関する現状の規制(5-EJ-7)

#### BDRTの提言

- 中央政府が科学的安全性評価に基づき日本での栽培と使用を認可したGMOについて、地方政府がその栽培と使用を厳しく制限する法令やガイドラインを実施する傾向が続いていることは問題である。日本国政府は、強いリーダーシップで、地方政府がGMOの栽培と使用を振興することを奨励する有効な取り組みを行うべきである。
- 日本国政府は、近い将来の経済の持続的成長のためにGMOが重要であることについて全国的な議論を立ち上げ、すべてのステークホルダーが積極的に議論に参加するよう奨励すべきである。

#### 現在までの取り組み

- 2007年6月に閣議決定された長期戦略指針「イノベーション25」においては、遺伝子組換え技術を活用した農作物・食品の生産・消費のための国民合意の形成の増進活動の必要性等について明記された。
- 農林水産省では、2007年5月に、遺伝子組換え農作物等の研究開発の進め方に関する検討会を設置し、同12月に遺伝子組換え農作物等の研究開発の現状と課題の分析を踏まえつつ、研究開発を重点的に進めるべき分野とその目標、効率的・効果的に研究開発を進めていくための方策を取りまとめた。また、2007年9月以降、生産者、消費者等の一般市民に有識者を加えた十数名～数百名規模のコミュニケーション会合を開催し、分かりやすい情報の発信と国民との対話による理解の浸透に努めている。

#### 今後の見通し

農林水産省では、今後、「イノベーション25」及び「遺伝子組換え農作物等の研究開発の進め方に関する検討会」報告書に従って、遺伝子組換え農作物の研究開発を計画的かつ効率的に進め、また、国民理解の増進に向けたコミュニケーション活動を積極的に取り組んでいくこととしている。

## 第6ワーキング・パーティー： 持続可能な発展

### 32. エネルギーの効率的利活用の促進(6-EJ-1)

#### BDRTの提言

企業はエネルギーコストの削減が競争上必要であるが故に、エネルギー効率の向上において先駆者となってきた。更に、EUと日本の企業は省エネ機器の開発にも取り組んできた。温室効果ガスを削減するためには、トップランナー方式によるエネルギー効率の高い機器・製品、或いは低燃費車を普及させることが重要であり、材料調達、使用、リサイクルまでのライフサイクルトータルのエネルギー消費を最小にする3R (reduce, reuse, recycle)の取り組みがこの基本になっている。欧州委員会と日本政府に対し、国民がエネルギー効率の高い製品や技術を利用するための支援を要請する。

#### 現在までの取り組み

家電製品については、省エネ法に基づきトップランナー制度による省エネ基準を定めており、ラベリング制度も2000年より導入。2006年10月から統一省エネラベルの運用を開始し、多段階評価や年間目安電気料金等を表示している。

また、2007年10月に経済産業省及び環境省の協力の下、家電メーカー、小売事業者、消費団体が連携して省エネ家電普及促進フォーラムを設立。自動車については、自動車グリーン化税制等において燃費性能の優れた自動車に対して優遇措置を講じている。

さらに、高効率給湯器等省エネ性能の高い設備・機器の普及促進に対する支援を行っている。

#### 今後の見通し

省エネ基準については、引き続き対象範囲の拡大及び目標基準値の強化等を行っていくとともに、ラベリング制度についても充実させることを検討中。

また、省エネ家電の普及についても、省エネ家電普及促進フォーラムと連携し、国民運動として積極的に実施するとともに、引き続き自動車グリーン化税制等や補助制度を継続して実施していく予定。

### 33. エネルギーの脱化石燃料化の促進

#### BDRTの提言

##### (1) 既存技術の普及促進(6-EJ-2a)

中期的な観点では、化石燃料の代替となる原子力発電や再生可能エネルギーのような既存技術の普及が不可欠である。これは炭酸ガス排出の低減だけでなくエネルギー安全保障の面からも必要となる。原子力発電の利用を現在より更に普及させるためには、安全面での信頼回復、国民のコンセンサス形成が要求される。加えて、太陽光・風力・バイオマス等の再生可能エネルギーの促進にはコストや安定性の面での課題がある。日本とEUの当局に対し、これらのエネルギーを促進するためのプランを策定することを要求する。しかしながらこのプランは、エネルギー市場における競争を歪曲させないように設計されなくてはならない。また、バイオマスエネルギーやバイオ燃料を促進する際に、木質資源の産業への供給、また砂糖やとうもろこし等の食料の供給に影響を与えてはならない。

##### (2) 革新的技術開発(6-EJ-2b)

クリーンコール、CO<sub>2</sub> 隔離・貯留、水素エネルギー、核融合、燃料電池などの革新的な技術開発の促進は、温室効果ガス削減のための長期的な取り組みであるが、政府当局による開発資金支援や、官民の国際的な協力が必要である。

#### 現在までの取り組み

##### (1) 既存技術の普及促進

我が国は、持続可能な経済の発展のためには、地球環境問題への対応という観点からのみならず、エネルギー安全保障の強化という観点が重要であると考えており、原子力発電や再生可能エネルギーの普及促進に積極的に取り組んでいる。具体的には、原子力については、その大前提である安全の確保に取り組むとともに、ウラン資源確保、技術開発や人材育成に取り組んでいるところである。特に、原子力発電施設、核燃料サイクル施設などの立地を積極的に進めるため、立地地域に対するきめ細かな広聴・広報活動、交付金措置等の支援策を行っている。また、新エネルギーについては、先進的な新エネルギー設備への導入支援や、高効率で低コストな太陽電池の技術開発、セルロース系バイオ燃料等の製造技術開発などに対する助成などを行っており、また、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)において、電気事業者に対して新エネルギー利用を義務付けている。

##### (2) 革新的技術開発

「美しい星50」では、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに半減するという長期目標を提案。このような長期目標を達成するためには、ゼロエミッション石炭火力発電など、既存技術の延長上にはない革新的技術開発が不可欠。

経済産業省では、重点化すべき技術分野や国際連携のあり方等を検討するため、

「クールアースーエネルギー革新技術計画」をとりまとめるべく有識者会議で議論。また、平成20年度予算要求では、革新的技術分野に関して政府案ベースで約630億円の予算が確保され、大幅な予算増を実現。

官民の国際連携については、FutureGen、GNEP、GIF、IPHE(注)等に参加するなど、国際的な技術開発に協力。

核融合分野については、EUとともにITER計画を主導しているほか、ITER計画を補完・支援する「幅広いアプローチ(BA)」をEUとの協力により我が国において実施。ITER・BAを中心とした平成20年度の核融合関連予算は、政府案ベースで、平成19年度と比較してほぼ倍増となる103億円を確保。

(注)FutureGenは、参加の方向で具体的な態様を検討中。その他はすべての国際的枠組みに参加している。

## 今後の見通し

### (1) 既存技術の普及促進

引き続き上記の取組を推進することにより、原子力については、2030年において「新・国家エネルギー戦略」上の数値目標である、「発電電力量における原子力発電の比率を30～40%程度以上」とすることを目指す。また、新エネルギーについても、2010年度までに「京都議定書目標達成計画」上の数値目標である原油換算1,910万klの導入を目指す。

### (2) 革新的技術開発

G8エネルギー大臣会合(平成20年6月)、G8サミット(同7月)に向けて、「クールアースーエネルギー革新技術計画」を平成19年度内にとりまとめる予定。また、重点化すべき革新的技術開発の分野に対して、平成21年度予算要求ではより一層の重点化を図る。さらに、既存の国際連携に積極的に関与するとともに、国際的な技術開発協力を一層推進していく。

ITER計画やBAについては、今後建設活動が本格化。国際約束に従い、我が国担当の機器の調達を実施。

#### 34. キャップ&トレード型排出権取引制度(6-EJ-3)

##### BDRTの提言

キャップ&トレード型の排出権取引制度については、公正かつ公平なキャップを設定することは困難である。また、企業にとっては事業活動を厳しく統制する仕組みであり、長期的視野での技術開発や設備投資が損なわれる恐れがある。更に、生産拠点の途上国への移転を加速させることにも繋がり、地球規模での温室効果ガス排出量を増大させる炭素リーケージの危険性もある。従い、キャップ&トレード型排出権取引制度を国際枠組みとして位置づけることは不適切である。

##### 現在までの取り組み

環境省の取組として、2005年度より自主参加型の国内排出量取引制度を実施してきており、これまで150社が参加している。2005年度から開始した第1期については、参加した31事業者全体で、約束された21%の排出削減を上回る29%の削減を達成した。

排出量取引制度の導入については、産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合でも継続的に審議されており、京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告案には「中期的な我が国の温暖化戦略を実現するという観点も含め、自主行動計画の拡大強化による相当な排出削減効果も踏まえた上で、具体案の評価、導入の妥当性も含め総合的に検討していくべき課題」と記載された。

##### 今後の見通し

国内排出量取引制度については、中期的な我が国の温暖化戦略を実現するという観点も含め、自主行動計画の拡大強化による相当な排出削減効果も踏まえた上で、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め総合的に検討していきたい。



### 35. 環境・省エネ技術の途上国への展開(6-EJ-4)

#### BDRTの提言

地球規模で温室効果ガス排出削減を進めるためには、途上国での対策が重要であり、特にエネルギー増加が予想される中国・インドなどに対する省エネ技術の取組みが大きな課題である。日 EU 企業は途上国への省エネ技術協力を促進すると共に、政府は資金面での協力や民間の投資を促す制度面での環境整備を行うべきである。CDM など京都メカニズムの積極的活用も促進すべきだが、より使い勝手のよいシステムにすべきである。

#### 現在までの取り組み

省エネ技術の途上国への展開に当たっては、その前提として省エネの推進に向け各国が自律的に取組むように土壌育成することが不可欠。我が国からは、昨年1月の第2回東アジア首脳会議(EAS)で各国の省エネ制度を整備促進するための専門家派遣や研修生受入の大幅な増加を表明し、実施を拡大している。中国やインドの間では省エネルギー等の分野に関するフォーラムを開催し、ビジネス界からも多くの参加を得た。また、途上国でのCDM等の促進を目的に、ホスト国政府に対する体制整備支援や潜在的プロジェクトの実施可能性調査をほぼ10年間に渡って実施しているほか、京都メカニズムの制度改善に関する国際的議論にも積極的に参加している。

#### 今後の見通し

第2回EASで表明した専門家派遣、受入研修を着実に実施し、途上国の制度構築、人材育成、意識向上等省エネ促進の取組について支援するとともに、ビジネス環境面での課題克服についても引き続き取り組む。引き続き途上国におけるCDM事業促進を支援し、京都メカニズムの制度改善についても我が国の要望を引き続き反映させるべく努力する。

### 36. 植林の促進(6-EJ-5)

#### BDRTの提言

森林は再生可能な炭素吸収源であり、また産業用の他にバイオマスエネルギーやバイオ燃料の持続可能な資源となるため、植林や植樹は促進されるべきである。森林資源の需要が増加している。森林の育成は二酸化炭素を効率的に抑制する。先進的な森林管理によって、森林では排出された二酸化炭素の貯蔵が最大限に行われ、持続可能な生物多様性のバランスが保たれる。バイオマスエネルギーの政策において、木質資源を巡る競争が違法伐採や類似現象を引き起こさないような措置が必要である。また、森林資源の持続可能な使用のためには、適切な割合の森林資源が最も付加価値を生む用途に供給されるような政策措置も必要とされる。

#### 現在までの取り組み

我が国は、森林が持続的に二酸化炭素吸収源や木質資源の再生産の機能を発揮できるよう、森林計画制度に基づき、間伐、伐採跡地への更新、植林等、適切な森林管理を行っている。また、日本国内においては、木質資源を巡る競争が懸念される現状がなく、むしろ木材の需要拡大が求められている。そのため、樹種や特性に応じて、様々な用途に有効利用することを促進し、バイオマスエネルギー利用など木質資源の新規需要の開拓に取り組んでいる。また、このように需要が不足している状況の中、森林資源の持続可能な利用に向けて、需要を喚起しつつ利用間伐を促進する施策を推進することにより、必要な森林整備の水準を確保するとともに、用途については特段の規制を設けずマーケットメカニズムに委ねることにより、最も付加価値を生む用途に供給されるシステムとなっている。

#### 今後の見通し

京都議定書に基づく森林吸収量 1300 万炭素トンを確保するため、引き続き森林の適切な整備・保全を推進していく予定である。そのため、官民をあげた国民運動の展開を通じ、多様な主体による森林整備や間伐により発生する木質資源の利用拡大を積極的に推進する予定である。

### 37. ポスト京都議定書の枠組み(6-EJ-6)

#### BDRTの提言

ポスト京都の枠組みには、米国始め、中国、インド等排出大国全ての参加が必須である。また削減目標がこれまでの各国によるエネルギー効率改善の努力を反映した衡平なものとなることも不可欠である。更に、京都議定書で排出義務を追っていない途上国に対しては、技術支援などのポリシーミックスによって着実な対策を促して行く必要がある。G8 のイニシアティブやアジア太平洋パートナーシップ (APP) で検討されている排出削減のための手法も積極的に推進すべきである。目標期間については、各国の状況に応じて、短期、中期、長期の目標を適切に組み合わせ、多種多様な取り組みを可能とすべきである。国別絶対値目標は、経済成長を制約しかねないため、エネルギー効率指標に基づく官民協力によるセクトラル・アプローチの活用が期待される。セクトラル・アプローチは、業種や対象国の特性を踏まえた柔軟な対応を可能とするスキームにする必要がある。

#### 現在までの対応状況

ポスト京都議定書の枠組みについては、ハイリゲンダムサミット、APECなどの場を通じて、「全ての主要排出国の参加」、「柔軟かつ多様性のある枠組み」、「環境保全と経済成長との両立」の3原則を主張してきた。また、10月のAPP閣僚会合においてカナダを新たに加えた参加7ヶ国でAPPのアプローチの有効性を確認する共同宣言を採択するなど、セクター別アプローチを積極的に推進している。このような動きを受け、昨年12月にバリで行われたCOP13では、枠組条約の下に新たに作業部会 (AWG) を設置し、2013年以降の枠組みを2009年までに合意を得て採択すること、また、初回のAWGは、2008年3月又は4月に開催されることで合意した。さらに、我が国が重要な要素として強調してきたセクター別アプローチや、長期目標、先進国、途上国の削減措置、革新的技術開発、技術移転・普及等が検討すべき内容として盛り込まれた。

#### 今後の見通し

今後、COP13でその立ち上げが合意された新たな検討の場 (AWG) やG8北海道洞爺湖サミット等の機会を通じて、長期目標、先進国・途上国の削減措置、セクター別アプローチ、革新的技術開発、技術移転・普及等についての具体的な議論に関する建設的な主張を行い、国情の異なる各国の扇のかなめとして国際的議論におけるリーダーシップを発揮していく。

## 税制関連提案について

税制改正については、毎年の税制改正プロセスにおいて、各省庁から税務当局に出された要望・意見について、経済情勢や財政事情等を勘案しつつ、政府・与党の税制調査会の議論を踏まえ決定されるものであり、BDRTのご提案を含め各層の意見等については、各省庁が税制改正要望を作成する際に、参考とされ、毎年の税制改正に反映されてきたところ。

第9回日 EU BDRT 本会合の提言においては、

- 第1ワーキング・パーティ（貿易・投資）
  - 9. 外国直接投資の促進
- 第2ワーキング・パーティ（会計・税制）
  - 12. 連結納税制度の改善
  - 14. 企業会計と税務との間の新たな乖離への対応
  - 15. (1)タックスヘイブンのルール
    - (2)法人税率引下げ

の各項目において税制関連提案がなされているが、適当と考えられる要望については、ビジネス環境改善の観点から参考とさせていただきたい。